

夢ネット支店用 普通預金規定

お預入れの夢ネット支店専用普通預金（以下「この預金」といいます。）につきましては、本規定および夢ネット支店取引規定によりお取り扱いさせていただきます。

第 1 条 取扱店の範囲

夢ネット支店（以下「当支店」といいます。）で開設したこの預金は、当支店以外の京都信用金庫（以下「当金庫」といいます）本支店のどの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

第 2 条 証券類の受入れ

1. この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
4. 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
5. 証券類の取立てにあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。なお、店頭呈示等に伴い所定の手数料を超える実費を要する場合は別途申し受けます。

第 3 条 受入証券類の決済、不渡り

1. 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、受入店でご確認ください。
2. 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。返却にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第 4 条 振込金の受入れ

1. この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
2. この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第 5 条 預金の払戻し

1. この預金を払戻すときは、夢ネット支店取引規定第 4 条第 1 項、第 11 条第 4 項の方法によるものとします。
2. 同日に数件の支払いをする場合に総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第 6 条 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第 7 条 解約等

1. この預金を解約する場合は、当支店または各店舗窓口で解約の依頼を行ってください。
2. 夢ネット支店取引規定第 2 4 条（解約等）の第 2 項から第 4 項に定めた事由が生じた場合は、当金庫からお客様の届出住所に書面による通知を行うことにより、この預金を解約できるものとします。
3. 解約の制限
夢ネット支店取引規定第 1 1 条第 5 項 1 号に定めた事由がある場合は、当該事由が解消するまでは、解約を行うことはできません。
4. この預金を解約した場合の解約元利金は、お客様ご指定の預金口座への振込みもしくは振り替え、または各店舗窓口での払戻しを行います。

第 8 条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ直ちに当支店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第 1 号による規定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 9 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、夢ネット支店取引規定ほか各取引規定により取扱います。

第 10 条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2025年4月1日現在